

立教大学法学部規則

最終改正 2016年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 立教大学（以下「本大学」という。）法学部（以下「本学部」という。）における教育課程、試験、入学、卒業等に関しては、立教大学学則に定める場合のほか、この規則の定めるところによる。ただし、本学部教授会は、特例を定めることができる。（全学共通科目・全学共通カリキュラム科目・一般教育科目）

第2条 全学共通科目・全学共通カリキュラム科目・一般教育科目の教育は、全学共通カリキュラム運営センターに委託する。

第2章 教育課程

第3条 削除

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

第3章 試験

(単位制)

第9条 本学部専門教育科目の課程は、単位制とする。

第10条 削除

(試験を行う教員)

第11条 試験は、当該科目の授業を行った教員が、これを行う。ただし、教授会の議を経て、他の教員が代わってこれを行うことを妨げない。

(履修届)

第12条 学生は、所定の期間内に履修届を提出しなければならない。

(試験の細目)

第13条 試験の細目については、法学部試験規則の定めるところによる。

第4章 入学および進学

第14条 削除

(転部)

第15条 本大学の他学部の学生は、教授会の定めるところにより、下記に定める転部試験を受けることができる。

①本大学に1年在学した学生のための転部試験

②本大学に2年以上在学した学生のための転部試験

- 2 前項第1号の試験に合格した転部学生の修業年限は3年とし、在学年数は7年を超えることができない。前項第2号の試験に合格した転部学生の修業年数は2年とし、在学年数は6年を超えることができない。

(編入学)

第16条 本大学または他の大学の学生は、教授会の定めるところにより、編入学試験を受けることができる。

- 2 編入学試験に合格した編入学生の修業年限は2年とし、在学年数は6年を超えることができない。

第17条 削除

(転部学生、編入学生の履修免除)

第18条 転部学生、編入学生については、教授会の認定により、すでに単位を修得した専門教育科目の履修を免除することができる。

(再入学)

第19条 学則第34条による再入学は、教授会が許可する。

- 2 再入学者は、別段に定める場合のほか、退学前の原状に復帰する。

(復学)

第20条 学則第56条および第57条により退学を命ぜられた者の復学については、前条の規定を準用する。

第5章 卒業

(卒業)

第21条 卒業の認定は、教授会がこれを行う。

付則

1. 卒業要件および卒業に必要な科目の履修方法は、当該年度の履修規定による。